

平成30年度 砺波市行政改革庁内会議

公共施設適正配置検討部会 報告書

砺波市では、施設の多くが建設から相当の年数を経過しており、維持修繕費が年々増加することに加え、高度成長期に建設した施設が大規模改修や建替え時期を一齐に迎えることから、市の財政に大きな負担となることが懸念されており、全ての施設を現状のまま維持・更新していくことは、財政的に大変厳しい状況といえる。

このような公共施設の現状を踏まえ、「砺波市公共施設等総合管理計画」では、平成28年度から平成57年度までの30年間を計画期間とし、統合や廃止などによる総量縮減の目標を、「公共施設保有量（243,397 m²）」の概ね20%（48,000 m²）として掲げた。

そこで、行政改革庁内会議に設置された公共施設適正配置検討部会では、この計画における公共施設に関して、各施設の今後の方向性を示す計画の策定に向けた統一的、客観的な判断基準・条件等の調査・検討を行った。

なお、保育所、認定こども園、幼稚園及び小・中学校については、今後も、子どもの減少が見込まれることから、児童・生徒数の推移等を踏まえ、「子どもの発達を十分に保障するための環境を整える」という観点により別に検討すべきであり、本部会における直接的な検討対象から除くこととした。

1 調査・検討

検討に当たっては、各施設の現状及び先進市の事例などを調査したうえで、その調査結果をもとに、「方向性（将来のあり方）の定義」、「評価の流れ」及び「評価指標」を中心に調査・検討した。

その結果として、各施設を分析・評価したうえで、今後の方向性を判断する統一的、客観的な手法（判断基準）を、以下のとおり取りまとめた。

2 判断基準

（1）方向性（将来のあり方）の定義

各施設の今後の方向性（将来のあり方）については、次のとおりとする。

- ①建 替 施設を建替えすること。
- ②継 続 施設を現状維持すること。
- ③耐 震 化 施設を耐震補強すること。
- ④譲 渡 施設を有償又は無償で譲り渡すことを検討すること。
- ⑤廃 止 施設を廃止すること。
※解体については、財政状況を踏まえて実施する。
- ⑥一部廃止 施設の一部を廃止すること。
※解体については、財政状況を踏まえて実施する。
- ⑦統 合 複数の類似する機能を有する施設を、既存の施設に統合するか、又は、新たな建物を建設して統合化を図ること。

- ⑧方針決定 既に策定してある個別の計画や事業方針等に従うこと。
- ⑨方針検討 今後、個別の計画や事業方針等の策定により、方向性を決定すること。
- ⑩その他 上記に属しない方向で検討する。

(2) 評価の流れ及び評価指標

各施設の方向性（将来のあり方）を考えるにあたっては、次の流れ及び評価指標をもとに進めていく。



① 1次評価（定性的評価）

「計画性」の観点から施設の個別計画や方針が定められているか又は定める予定があるか、「合理性」の観点から地域による利用・管理運営が現に行われているか又は将来的に可能か、「必然性」の観点から代替えが期待できる施設があるか又は他に同類施設があるかなどについて評価するものとする。

② 2次評価（定量的評価）

「安全性」の観点から耐震性、老朽化度及び快適度、「有効性」の観点から利用率、「効率性」の観点から維持管理費、受益者負担金額等について評価するものとする。

また、2次評価に係る配点については、次のとおりである。

2次評価配点表

指標	項目	内容	評価結果	点数(点)
安全性 (25点満点)	耐震性 (10点満点)	耐震性があるかどうか	あり	10
			一部あり	5
			なし	0
	老朽化度 (10点満点)	経過年数÷法定耐用年数	30%未満	10
			30%以上70%未満	5
			70%以上	0
快適度 (5点満点)	身障者用トイレ、スロープ、手すり、バリアフリー、エアコンがあるかどうか	5項目	5	
		4～2項目	3	
		1項目以下	0	
有効性 (50点満点)	利用率・稼働率 (50点満点)	実績利用人数÷計画利用人数等	70%以上	50
			30%以上70%未満	20
			30%未満	10
効率性 (25点満点)	維持管理費 (15点満点)	(維持管理費＋事業運営費)÷実績利用人数 ※評価結果を「中分類」で4つの範囲に区分	第1位の範囲	15
			第2位の範囲	10
			第3位の範囲	5
			第4位の範囲	0
	受益者負担額 (10点満点)	1年間の使用料 利用料金 ※評価結果を「中分類」で4つの範囲に区分	第1位の範囲	10
			第2位の範囲	5
			第3位の範囲	3
			第4位の範囲	0
2次評価に係る合計(100点満点)				

※中分類・・・各施設を公共施設等総合管理計画の施設類型で区分したもの。
例：大分類・・・学校教育系施設、中分類・・・学校、小分類・・・小学校

③ 総合評価

総合評価は、施設に関する計画性、合理性、必然性を分析した1次評価と安全性、有効性、効率性を分析した2次評価を整理した上で、年間の維持管理コストの改善が期待できるかや、**別添**「施設類型別の方向性（将来のあり方）一覧表」に沿って施設類型全体の適正配置を考慮した当該施設の役割や必要性等を総合的に評価するものとする。

（3）各施設の方向性（将来のあり方）の判断

各施設の方向性（将来のあり方）については、次の方針に基づき判断する。

① 1次評価における判断方針

1次評価における計画性、合理性又は必然性に該当する場合は、2（2）「評価の流れ及び評価指標」における『将来のあり方』を基本とする。

② 2次評価における判断方針

2次評価における安全性、有効性及び効率性の各指標の合計点数が50点未満の場合は、2（2）「評価の流れ及び評価指標」における『将来のあり方』を基本とする。

③ 総合評価における判断方針

1次評価及び2次評価の判断方針を踏まえ、年間の維持管理コストの改善が期待できるかや、当該施設が市の象徴的、シンボリックな施設で県内外に広く認知されているか、また、**別添**「施設類型別の方向性（将来のあり方）一覧表」に沿って施設類型全体の適正配置を考慮した当該施設の役割や必要性等を総合的に評価したうえで、『各施設の方向性（将来のあり方）』を判断する。

3 今後の取組予定

（1）各施設の評価の実施及び公共施設再編計画の策定

今後、施設所管課において、前述の施設別評価を実施したうえで、個別施設の今後の方向性を判断し、平成31年度に「公共施設再編計画」を策定する。

その再編計画を踏まえ、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進する。

（2）施設類型別個別計画の策定

今後の方向性が示された個別施設については、施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の内容及びその実施時期など個別施設ごとの具体的な対応方針を定める必要があることから、平成32年度以降、必要に応じて「施設類型別個別計画」を策定する。

（3）各施設の評価・判断の見直し

公共施設等総合管理計画が概ね5年ごとに評価を実施し、計画の見直しを行うこととなっていることから、個別施設の評価・判断についても、人口及び財政状況の推移、施設の利用状況等の変化に合わせ、概ね5年ごとに見直し

しを実施する。

また、施設の長寿命化の推進により更新時期を延伸することや一層のコスト削減等に取り組み、公共施設等総合管理計画の縮減目標面積の達成に向けて地域の特性や地域間バランス及び財政状況等を考慮したうえで、公共施設の最適化に向けた検討を進める。

(4) 保育所、認定こども園、幼稚園及び小・中学校の規模の適正化

今回、本部会における直接的な検討対象から除くこととした保育所、認定こども園、幼稚園及び小・中学校の面積については、本市の公共施設保有量に占める割合が約44%と極めて大きいことから、今後、公共施設等総合管理計画の計画期間内において、大きく児童生徒数の減少が見込まれる施設については、必要に応じて再編に取り組むなど、望ましい規模の適正化に努める必要がある。

小・中学校の床面積	90,490 m ²
幼保・認定こども園の床面積	16,807 m ²
(2015. 3. 31 時点)	107,297 m ² (全体の約 44%)

公共施設適正配置検討のスケジュール(案)

平成30年度	10月24日	行政改革市民会議(判断基準(案)の報告)
	10月	～ 施設所管課による各施設の評価及び方向性の検討
平成31年度	4月	～ 公共施設適正配置検討担当部署の設置 (仮)公共施設適正配置検討専門委員会の設置 (副市長・部課長による庁内の横断的組織) 判断基準の公表 公共施設再編計画(案)の策定
	3月	関係者等との協議 公共施設再編計画の策定
平成32年度以降		施設類型別個別計画の策定(必要に応じて)